

## 江府町教育委員会表彰規程

平成29年12月20日

教委規程第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、江府町の芸術文化・スポーツの振興に貢献し、その業績が顕著であると認められる個人又は団体に対する表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 江府町に住所を有する個人又は拠点を置く団体
- (2) 江府町内にある学校に在籍する個人又は団体
- (3) 江府町内にある事業所に在籍する個人又は団体
- (4) 江府町に関係があり、前条の趣旨に基づき表彰することが相当と認められる個人又は団体

(表彰の種類及び基準)

第3条 表彰の種類及び基準は、別表のとおりとする。

(推薦)

第4条 表彰の推薦又は申請をしようとする者は、江府町教育委員会表彰推薦書(様式第1号)に必要な書類を添付し、教育長に提出するものとする。

(表彰対象とする功績期間)

第5条 表彰の対象とする功績は、表彰対象年の1月から12月までの間の成績とする。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、年1回、毎年2月に実施する。ただし、教育長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

(受賞者選考)

第7条 受賞者の選考については、江府町教育委員会で審議し、決定する。

(庶務)

第8条 この規程に関する庶務は、江府町教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。